

高齢者と税(年金と税)



高齢者には
どんな配慮が
されているの？



年金収入の所得計算、所得控除の増額

65歳以上の方は、公的年金等の最低控除額が多くなっています。
高齢者を扶養している方は、配偶者控除や扶養控除の額が増額されます。

高齢者本人が受けられる特例

- 年金収入は、通常、雑所得となります。雑所得の金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算するのが原則ですが、公的年金等を受け取った場合は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。
- 公的年金等控除額は、受給者の年齢が65歳以上かどうかで異なり、公的年金等の収入金額が330万円未満の場合、年齢が65歳以上の方は65歳未満の方より控除額が多くなっています。

〈公的年金等とは〉

- ① 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法などの法律の規定に基づく年金
- ② 恩給（一時恩給を除きます。）や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- ③ 確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金など

〈公的年金等以外の年金とは〉

生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金など

高齢者を扶養している方が受けられる特例

- 配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70歳以上（平成22年分の所得税については、昭和16年1月1日以前に生まれた方）の場合は、通常より多い控除額が所得金額から差し引かれます。
 - ① 配偶者控除：通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。
 - ② 扶養控除：通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。なお、納税者やその配偶者の父母や祖父母（老親等）と同居しているときの扶養控除は、更に10万円を加算した58万円が所得金額から差し引かれます。

年金等に係る雑所得の計算方法

◇公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入金額		公的年金等に係る雑所得の金額	
65歳未満の方	70万円以下		0円	
	70万円超	130万円未満	収入金額－	70万円
	130万円以上	410万円未満	収入金額×0.75－	37万5千円
	410万円以上	770万円未満	収入金額×0.85－	78万5千円
	770万円以上		収入金額×0.95－	155万5千円
65歳以上の方	120万円以下		0円	
	120万円超	330万円未満	収入金額－	120万円
	330万円以上	410万円未満	収入金額×0.75－	37万5千円
	410万円以上	770万円未満	収入金額×0.85－	78万5千円
	770万円以上		収入金額×0.95－	155万5千円

注：平成22年分の所得税については、65歳未満の方とは昭和21年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方とは昭和21年1月1日以前に生まれた方になります。

◇公的年金等以外の年金に係る雑所得の計算方法

(収入金額)	(必要経費)	
公的年金等以外の年金の収入金額 ＋ 剰余金や割戻金	公的年金等以外の年金の収入金額 × $\frac{\text{保険料又は掛金の総額}}{\text{年金の支払総額又は支払総額の見込み額}}$	＝ 雑所得の金額

注：個人住民税を算出する際の年金等に係る雑所得の計算方法も同様になります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

源泉徴収と確定申告

- 一定の金額（公的年金等については、65歳未満の場合は108万円、65歳以上の場合は158万円）を超える公的年金等や生命保険契約等に基づく年金を受け取るときは、所得税が源泉徴収されますが、これらについては年末調整が行われないため、確定申告で1年間の税金を精算することになります。この場合、源泉徴収票（原本）の添付が必要となります。

医療費を支払ったとき



医療費を支払うと
税金が戻ってくると
聞いたのですが・・・



医療費控除

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで
所得税が還付される場合があります。

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

◎医療費控除額の計算方法

$$\left[\begin{array}{c} \text{その年中に} \\ \text{支払った医療費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{10万円又は所得金額の5\%} \\ \text{(どちらか少ない額)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array} \right]$$

注1:保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金などです。

なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

注2:医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

◇医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> ●医師、歯科医師による診療や治療の対価 ●治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ●助産師による分べんの介助の対価 ●医師等による一定の特定保健指導の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6か月以上寝たがりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの ●介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ●健康診断の費用 ●自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ●治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入の費用
<ul style="list-style-type: none"> ●保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族に支払う療養上の世話の対価
<ul style="list-style-type: none"> ●治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ●医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用
<ul style="list-style-type: none"> ●病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

注1:人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用は医療費控除の対象となります。

注2:おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

〈控除を受けるための手続〉

- 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- その際、医師などが発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

- 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。